

調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1372 (2026. 9. 8)

酒税をめぐる近年の動向

—ビールと泡盛を中心に—

はじめに

I 酒税の概要

II 酒税の役割と税率の性格

1 経済厚生

2 健康

3 税収

4 産業

III ビール等の定義及び税率の見直し

1 見直しの背景

2 定義の見直し

3 税率の見直し

IV 沖縄県産酒類に係る軽減措置の見直し

1 見直しの背景

2 軽減措置の見直し

V 税率等の見直しをめぐる評価

1 ビール系飲料の税率の統一

2 泡盛に係る軽減措置の廃止

おわりに

キーワード：酒税、租税特別措置法、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律、平成 29 年度税制改正、令和 4 年度税制改正

- 令和 8 (2026) 年 10 月、ビール等の税率が見直され、ビール系飲料の税率が統一される。また、沖縄の泡盛やビール等の軽減措置が廃止されることで、本土と沖縄の酒類間で税率差がなくなる見通しである。
- ビール系飲料の税率は統一されるが、ビール系飲料とチューハイ等のように、異なる酒類間での税率差は残る。この税率差が人々の健康や税収に影響を及ぼし得るであろう。泡盛については、本土と沖縄の酒類間で税率差がなくなることで、企業は、その競争力の真価が問われることとなる。
- 酒類間の税率差については、経済厚生、健康、税収、産業といった幅広い視点からの議論が望まれる。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

財政金融課 たむら しげひろ 田村 成宏

第 1 3 7 2 号

はじめに

酒類には、たばこと並ぶ特殊なし好品として、他の物品・サービスと比べ高い税負担が求められている。また、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）では、酒類の種類や品目が定義され、各酒類の税率が定められている¹。税率については、これまで逐次見直しが実施されている²。

令和 8（2026）年 10 月、ビール等の発泡性酒類の税率が一本化される。また、沖縄県産酒類と本土の酒類の間には税率差があったが、沖縄県産酒類に係る軽減措置が見直され、段階的に廃止されることとなる。これらの見直しによって、酒類間の税率差は全般として縮小される方向に進むこととなるが、この税率差の是正は、どのように評価され得るのであるのか。また、そもそも酒類間の税率差には、どのような意味があるのであるのか。

本稿では、酒税の仕組み等を概観（第 I 章）するとともに、酒税の税率差の持つ意味について整理する（第 II 章）。その上で、ビール等の定義や税率が見直された背景とその内容（第 III 章）、沖縄県産酒類に係る軽減措置が段階的に廃止されることとなった背景とその内容（第 IV 章）について説明し、これらの見直しに伴う影響や評価（第 V 章）について考察する。

I 酒税の概要

酒税は、酒類の消費の背後にある担税力³に着目して課される税であり、個別消費税⁴の 1 つとして間接税⁵に分類される。我が国では、酒税法により、酒類（アルコール分 1 度以上の飲料⁶）が課税対象とされ、さらに製法や性状によって発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類の 4 種類に分類されて、その種類ごとに基本税率⁷が設定されている（表 1）。酒税は、酒類を製造場から移出した数量又は保税地域⁸から引き取る数量を課税標準⁹とする従量税¹⁰方式を採用しており、種類、品目、アルコール分等により税率が異なっている（分類差等課税制度）。表 1 は現行の税率をまとめて示したものである。後述（III3）のように、令和 8（2026）年 10 月以

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 8（2026）年 8 月 4 日である。

¹ 酒税法では、酒類の分類、税率を定めているほか、製造及び販売に関する免許制度を定めている。

² 平成元（1989）年度の税制改正において、酒類間の税率差の縮小等を図る観点から、大幅な酒税制度の見直しが行われた。その後の酒税法改正においても、酒類の生産・消費の状況等を踏まえ、ビールと発泡酒、清酒と果実酒、焼酎とウイスキー等の間における税率差の縮小等が図られてきた。堀内誠一郎・松本圭介「酒税法等の改正」『平成 29 年度税制改正の解説』p.920. 財務省ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<https://warp.ndl.go.jp/web/20190901203427/http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/explanation/index.html>

³ 税を負担する能力。

⁴ 酒、たばこ、揮発油（ガソリン）等の特定の物品やサービスに課される消費税。

⁵ 税の実質的な負担が納税義務者以外の者に転嫁することが予定されている税。酒税の場合、税の負担者は消費者であり、納税義務者は酒類製造者又は酒類を保税地域から引き取る者である。

⁶ 粉末を溶解してアルコール分 1 度以上の飲料とすることができる粉末状のものも酒類に含まれる。アルコール分 90 度以上のアルコールについては、原則として、アルコール事業法（平成 12 年法律第 36 号）が適用され、酒税法の適用外となる。ただし、酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として製造する場合、90 度以上でも酒税法が適用される。

⁷ 酒税の場合、税率は課税標準の単位（数量）当たりの金額をもって表示される。金子宏ほか編集『税務百科大辞典 3』ぎょうせい、1980、p.148.

⁸ 関税や消費税等の徴収が留保された状態で、外国貨物を運搬・加工・製造等ができる場所。

⁹ 租税額の算定の基礎となる数量、価格等。

¹⁰ 課税対象となる商品等の数量（重量・個数・容積等）を基準として税率を決定する税。

降はこの税率が変更となる。

表 1 酒税の分類と税率（令和 5（2023）年 10 月 1 日～令和 8（2026）年 9 月 30 日）（単位：円）

区分	1 キロリットル当たりの税率	アルコール分 1 度当たりの加算額
発泡性酒類		
基本税率	181,000	—
ビール （麦芽比率 50%以上）	181,000	—
発泡酒 （麦芽比率 25%以上 50%未満）	155,000	—
発泡酒（麦芽比率 25%未満）	134,250	—
その他の発泡性酒類（注 1）	80,000	—
醸造酒類（注 2）		
基本税率	100,000	—
清酒 果実酒 その他の醸造酒	100,000	—
蒸留酒類（注 2）		
基本税率	（アルコール分 21 度未満）200,000	（アルコール分 21 度以上）10,000
連続式蒸留焼酎 単式蒸留焼酎 原料用アルコール	（アルコール分 21 度未満）200,000	（アルコール分 21 度以上）10,000
ウイスキー ブランデー スピリッツ	（アルコール分 38 度未満）370,000	（アルコール分 38 度以上）10,000
混成酒類（注 2）		
基本税率	（アルコール分 21 度未満）200,000	（アルコール分 21 度以上）10,000
合成清酒	100,000	—
みりん・雑酒（みりん類似）	20,000	—
甘味果実酒・リキュール	（アルコール分 13 度未満）120,000	（アルコール分 13 度以上）10,000
粉末酒	390,000	—

（注 1）ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分 10 度未満で発泡性を有するもの。

（注 2）その他の発泡性酒類を除く。

（出典）「酒税の税率」財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d08.htm#a02>; 国税庁課税部酒税課酒類業振興・輸出促進室『酒のしおり』2026.7, p.33. <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/s_hiori/2026/pdf/00.pdf> を基に筆者作成。

II 酒税の役割と税率の性格

酒類間の税率差には、どのような意味があるのでしょうか。また、酒類間の税率差は、均一化すべきなののでしょうか、あるいは差別化すべきなののでしょうか。本章では、経済厚生、健康、税收、産業の 4 つの観点から、諸外国の先行研究を基に整理してみたい。

1 経済厚生

酒類に対して課税することの根拠の 1 つとして、酒類には、負の外部性があることが挙げられる。負の外部性とは、ある財の消費が市場を介さずに他者に損害を与えることを指す。負の

外部性がある場合¹¹には、他者が被る社会的費用¹²が価格に織り込まれないことから、その財が過大に供給されてしまい、経済全体としての厚生損失（死荷重）¹³が生じるおそれがある。これを防ぐために、課税によって、価格に社会的費用を反映させるのである¹⁴。

その際の好ましい税率の在り方については、両論がある。異なる酒類に異なる税率を適用する制度は、消費者の選好をゆがめ死荷重を大きくするため、均一化した方が経済厚生の向上につながるのと考え方がある¹⁵。一方で、飲酒によって生じる負の外部性は、酒類に応じてその程度が異なるため、酒類間で異なる税率を適用すべきであるとする考え方もある¹⁶。

2 健康

人々の健康を守る観点からは、課税水準をアルコール含有量に連動させ、酒類間で大きな差が生じないようにすることが、最適な税制であるとされる¹⁷。その際、アルコール度数が高いものにはより高い税率を適用することで、アルコール度数が低い酒類の商品開発を促進させ、健康へのプラス効果を高めることができる¹⁸。

3 税収

税収の観点からは、税率を差別化した場合、税率の低い代替品がより消費され、税収損失につながるおそれがあるため、税率は均一化した方が好ましく、酒類間で一貫性を保つ必要があるとされる¹⁹。

一方で、多量飲酒者と少量飲酒者で、酒類の価格上昇に対する反応が大きく異なる場合には、酒類の種類に応じて異なる税率を適用して、税率を差別化した方が政策効果は高いとする見方もある²⁰。

¹¹ 酒類における負の外部性として、飲酒による健康被害と医療費の負担増加、飲酒運転により引き起こされる交通事故、多量飲酒による迷惑行為等が挙げられる。梶善登「酒税制度の概要及び論点について—アルコール関連問題及び経済理論からの視点—」『レファレンス』750号、2013.7, pp.61-62. <<https://doi.org/10.11501/8238144>>; 渡辺充「酒税課税のあり方—その1・ビール課税のあり方—」『明治学院大学法律科学研究所年報』34号、2018.7, p.89. <<https://meigaku.repo.nii.ac.jp/records/2762>>; World Health Organization and United Nations Development Programme, *Action for health taxes from policy development to implementation: making the case for alcohol taxes*, 2024, p.6. <<https://iris.who.int/handle/10665/378474>>

¹² 周辺環境や第三者を含めて経済（社会）全体に及ぼす費用。

¹³ 社会的余剰（社会全体が得られる利益・厚生）の損失。

¹⁴ 梶 前掲注(11), pp.61-62; 玉井寿樹・菊池悠矢『公共経済学』新世社、2026, pp.138-139.

¹⁵ Joshua Byrnes et al., “The efficiency of a volumetric alcohol tax in Australia,” *Applied Health Economics and Health Policy*, Vol.10 No.1, August 2012, pp.46, 48. <<https://doi.org/10.2165/11594850-000000000-00000>>; Felicity Barker, “Consumption Externalities and the Role of Government: The Case of Alcohol,” *New Zealand Treasury working paper*, No.02/25, December 2002, pp.16-17. <<https://www.treasury.govt.nz/publications/wp/consumption-externalities-and-role-government-case-alcohol-wp-02-25>>

¹⁶ Preeti Srivastava et al., “Equal Tax for Equal Alcohol? Beverage Types and Antisocial and Unlawful Behaviours,” *Economic Record*, Vol.98 No.323, December 2022, pp.369-370. <<https://doi.org/10.1111/1475-4932.12704>>

¹⁷ OECD, *Consumption Tax Trends 2024: VAT/GST and Excise, Core Design Features and Trends*, 2024, p.177. <<https://doi.org/10.1787/dcd4dd36-en>>; Colin Angus et al., “Comparing alcohol taxation throughout the European Union,” *Addiction*, Vol.114 No.8, August 2019, p.1489. <<https://doi.org/10.1111/add.14631>>

¹⁸ Frank J. Chaloupka et al., “The Use of Excise Taxes to Reduce Tobacco, Alcohol, and Sugary Beverage Consumption,” *Annual Review of Public Health*, Vol.40, 2019, p.195. <<https://doi.org/10.1146/annurev-pubhealth-040218-043816>>

¹⁹ Mario Mansour et al., “How to Design Excise Taxes on Alcoholic Beverages,” *IMF How To Notes*, Vol.2023 No.004, December 2023, p.10. <<https://doi.org/10.5089/9798400257902.061>>

²⁰ Rachel Griffith et al., “Tax design in the alcohol market,” *Journal of Public Economics*, Vol.172, April 2019, p.21. <<https://doi.org/10.1016/j.jpubeco.2018.12.005>>

4 産業

酒類間の税率差は、特定の酒類に対し、有利、不利をもたらし、酒類業界の競争をゆがめるおそれがある²¹。

一方で、伝統産業への考慮が必要な場合がある。税率を差別化し、特産品等を原料とする酒類の税率を低く設定することで、伝統的な酒類産業を保護することにつながるとの見方がある²²。

以上のように、酒類間の税率差については、おおむね均一化していくことが好ましいとする方向性が見いだされるものの、負の外部性の程度、多量飲酒者への対策、伝統産業の保護等の観点からは、差別化することがあり得ると言えよう。

Ⅲ ビール等の定義及び税率の見直し

第Ⅱ章で見たように、酒類間の税率差をめぐる様々な論点があるところ、我が国では、これまで税率差を縮小する方向で酒税が見直されてきた。近年では、平成 29 年度税制改正及び令和 4 年度税制改正において、ビール等及び沖縄県産酒類に係る酒類の税率の是正等が実施されたため、本章及び第Ⅳ章では、その背景と内容について紹介する。

1 見直しの背景

酒税の税収は平成 6（1994）年頃から減少傾向にあったが、「平成 28 年度税制改正大綱」²³によれば、同一の分類に属する酒類間の税率差が販売数量等に影響を与えていたことが要因の 1 つであったとされている。特に、品質がビールに類似した商品（発泡酒や「新ジャンル」²⁴）における税率差がビールの販売数量を低下させ、さらには税収を減少させたと言われている²⁵。

現在、発泡性酒類は、ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（いわゆる「チューハイ」等）の品目等に分類されているが、かつては「新ジャンル」という区分があった。当時、「新ジャンル」はビールや発泡酒よりも税率が低く安価であったため、ビールや発泡酒の需要が取って代わられることとなり、結果的に税収を減少させるという指摘がなされていた²⁶。

²¹ National Treasury of the Republic of South Africa, *The taxation of alcoholic beverages*, 2024, p.23. <<https://www.sars.gov.za/wp-content/uploads/Legal/DiscPapers/Legal-LPrep-DP-2024-02-The-taxation-of-alcoholic-beverages.pdf>>; U.S. Department of the Treasury, *Competition in the Markets for Beer, Wine, and Spirits*, 2022, p.55. <<https://home.treasury.gov/system/files/136/Competition-Report.pdf>>

²² エリザベス・マントン（Elizabeth Manton）氏（ラ・トローブ大学アルコール政策研究センター）によれば、オーストラリアにおける酒税の歴史を分析すると、産業保護の観点から酒類間に税率差を設定していた。Elizabeth Manton, *Historical and cross-cultural changes in taxation of different alcoholic beverages*, Canberra: Foundation for Alcohol Research and Education, 2015, pp.5, 20. <<https://fare.org.au/historical-and-cross-cultural-changes-in-taxation-of-different-alcoholic-beverages/>> なお、我が国の酒税政策においては、特定の酒類（焼酎）に対して税率が有利に働き、業績を向上させることにつながる可能性があるとの見方がある。Makiko Omura, “The Impacts of Tax Policy on Alcoholic Beverage Sectors and Alcohol Demands in Japan,” *Discussion Paper*, No.13-03, November 2013, p.31. 明治学院大学経済学部ウェブサイト <<https://econ.meijigakuin.ac.jp/research-institute/publications/>>

²³ 自由民主党・公明党「平成 28 年度税制改正大綱」2015.12.16, pp.109-110. <https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/131061_1.pdf>

²⁴ 糖類、ホップ、水及び一定の物品を原料として発酵させた酒類でエキス分が 2 度以上のもの又は麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えた酒類で、エキス分が 2 度以上のものが該当する。

²⁵ 森信茂樹「税制之理（第 103 回） 始まるビール類の税制見直し」『税務弘報』63(12), 2015.11, p.6.

²⁶ 堀内・松本 前掲注(2), pp.921-922.

2 定義の見直し

平成 29 年度税制改正において、当時は発泡酒に分類されていたものもビールとして扱えるよう、平成 30（2018）年 4 月以降、表 2 のとおり、ビールの麦芽比率要件が緩和されるとともに、ビール製造に使用可能な副原料の範囲が拡大（果実、香味料等の追加）された²⁷。平成 29 年度税制改正においては、発泡酒の定義も見直され、令和 5（2023）年 10 月以降、表 2 のとおり発泡酒の定義が変更となり、「新ジャンル」は全て発泡酒に分類されるようになった²⁸。

表 2 ビール、発泡酒等の定義の改正内容

平成 29（2017）年の酒税法改正前	
品目等	定義の概要
ビール	・麦芽、ホップ、水、法定副原料のみを使用 ・麦芽比率 67%以上
発泡酒	・麦芽又は麦を原料の一部としたもの
新ジャンル	・エンドウタンパク、ホップ等を使用 ・発泡酒（ホップ使用）に麦スピリッツを混和

平成 29（2017）年の酒税法改正後（下線は改正部分）	
品目等	定義の概要
ビール	・麦芽、ホップ、水、 <u>法定副原料（一部拡大）</u> のみを使用 ・麦芽比率 <u>50%以上</u>
発泡酒	・麦芽又は麦を原料の一部としたもの ・ホップ又は苦味料を原料の一部としたもの ・ <u>香味、色沢その他の性状がビールに類似するもの</u>

（注 1）改正後は「新ジャンル」は全て発泡酒に含まれる。

（注 2）ビール及び発泡酒はアルコール分が 20 度未満のものに限る。

（注 3）ビールの改正内容は平成 30（2018）年 4 月 1 日に施行され、発泡酒の改正内容は令和 5（2023）年 10 月 1 日に施行された。

（出典）堀内誠一郎・松本圭介「酒税法等の改正」『平成 29 年度税制改正の解説』pp.932-937. 財務省ウェブサイト（WARP により保存されたページ）<https://warp.ndl.go.jp/web/20190901203427/http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/explanation/index.html>; 富川泰敬『図解酒税 令和 7 年版』大蔵財務協会, 2025, pp.74, 108, 667-669; 国税庁課税部酒税課酒類業振興・輸出促進室『酒のしおり』2026.7, p.23. <<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gai-kyo/shiori/2026/pdf/00.pdf>> を基に筆者作成。

3 税率の見直し

平成 29 年度税制改正では、厳しい財政状況や財政物資²⁹としての酒類の位置付け等を踏まえ、酒税全体として税収中立³⁰の下で³¹、ビール系飲料³²の税率差の解消をはじめ複数の酒類の税率が見直された³³。具体的には、図のとおり、令和 2（2020）年から令和 8（2026）年にかけて、

²⁷ 同上, pp.932-935.

²⁸ 同上, pp.935-936.

²⁹ 生活必需品とは異なる特殊なし好品であり、一定の税収が見込める物資。酒類のほか、たばこが該当する。

³⁰ 減税等による減収と増税等による増収が同額になること。

³¹ 「平成 29 年度税制改正の大綱」では、「経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされた。「平成 29 年度税制改正の大綱」（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）p.80. 財務省ウェブサイト（WARP により保存されたページ）<https://warp.ndl.go.jp/web/20190901210005/http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/20161222taikou.pdf> 「平成 29 年度税制改正大綱」では、「厳しい財政状況や財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、税収中立で行う。」とされた。自由民主党・公明党「平成 29 年度税制改正大綱」2016.12.8, p.10. <https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/133810_1.pdf>

³² 本稿では、ビール、発泡酒、新ジャンルを指す。

³³ 堀内・松本 前掲注(2), pp.923-928.

段階的に税率を変更する形になっている。

(1) 発泡性酒類

ビール系飲料については、表 3 のとおり、段階的に税率が変更され、令和 8 (2026) 年 10 月には、図及び表 3 のとおり、ビール系飲料は 1 キロリットル当たり 155,000 円 (350 ミリリットル当たり 54.25 円) に統一される³⁴。

(2) 蒸留酒類等

蒸留酒類とリキュールについては、特例税率³⁵が課されており、その他の発泡性酒類 (チューハイ等) との税負担の公平性を図る観点から、適用範囲をアルコール分 9 度未満から 11 度未満に拡大した上で、令和 8 (2026) 年 10 月、図及び表 4 のとおり、税率を 1 キロリットル当たり 100,000 円 (350 ミリリットル当たり 35 円) に引き上げることとしている³⁶。これにより、ビール系飲料と低アルコール分の蒸留酒類等との税率差が縮小される。

(3) 醸造酒類

醸造酒類については、図及び表 3 のとおり、段階的に税率が変更され、1 キロリットル当たり 100,000 円に統一された。この税率変更により、清酒と果実酒、すなわち、日本酒とワインの税率が統一された。

(4) 混成酒類

混成酒類の基本税率については、表 3 のとおり、令和 2 (2020) 年 10 月、税率を 1 キロリットル当たり 200,000 円に引き下げられた³⁷。

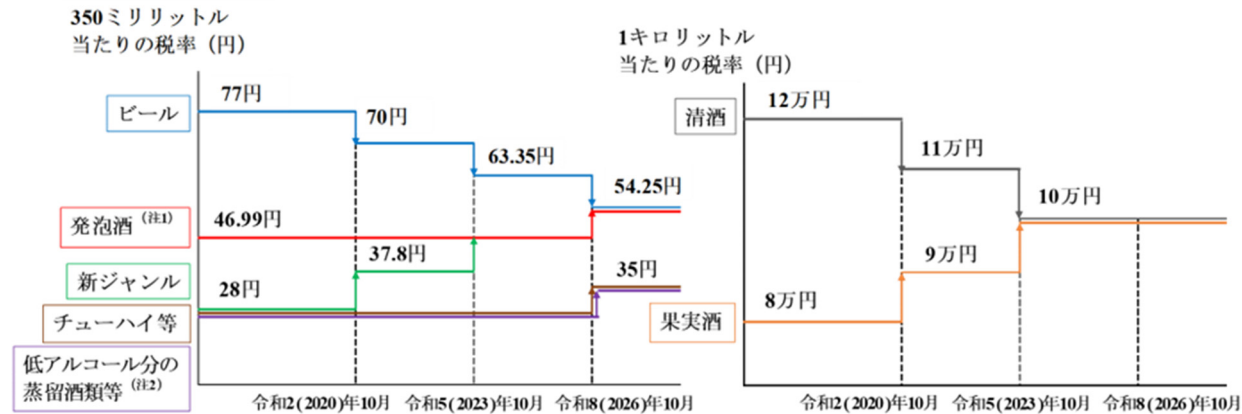
³⁴ その他の発泡性酒類 (チューハイ等) については、果実酒等の他の酒類との税負担のバランスや、アルコール健康障害対策基本法 (平成 25 年法律第 109 号) における不適切飲酒の誘引防止の趣旨を踏まえ、税率が見直された。同上, p.924.

³⁵ この場合における「特例税率」とは、アルコール分が一定度数未満の酒類において、基準アルコール分 1 度当たりで固定した額によって、本来の税率よりも軽減された税率を適用させたものをいう。平成 5 年度税制改正において、「低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例」 (租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 87 条の 2) が創設された。堀内誠一郎ほか「租税特別措置法等 (間接税関係) の改正」『平成 29 年度税制改正の解説』前掲注(2), pp.951-952 を参照。

³⁶ 堀内・松本 前掲注(2), p.925.

³⁷ 平成 29 年度税制改正までは、混成酒類以外の酒類のうち最も基本税率が高い発泡性酒類の基本税率と同じ税率が定められていた。しかし、発泡性酒類の基本税率の引下げにより蒸留酒類の基本税率が最も高い基本税率になったことに伴い、混成酒類の基本税率が見直された。同上

図 段階的な税率変更（平成 29 年度税制改正）



(注 1) 麦芽比率 25%未満に係る税率。

(注 2) 低アルコール分の蒸留酒類及びリキュールに係る酒税の特例税率。

(出典) 「酒税改正（平成 29 年度改正）について」 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d08.htm#a3> を基に筆者作成。

表 3 発泡性酒類、醸造酒類及び混成酒類の税率の見直し（平成 29 年度税制改正）

区分	品目等	1 キロリットル当たりの税率（単位：円）			
		～令和 2 (2020) 年 9 月 30 日	令和 2 (2020) 年 10 月 1 日～	令和 5 (2023) 年 10 月 1 日～	令和 8 (2026) 年 10 月 1 日～
発泡性酒類					
	基本税率	220,000	200,000	181,000	155,000
	ビール	220,000	200,000	181,000	
	発泡酒 ^{（注1）} （麦芽比率 25%以上 50%未満）	178,125	167,125	155,000	
	発泡酒 ^{（注1）} （麦芽比率 25%未満）	134,250			
	その他の発泡性酒類 ^{（注1）} （いわゆる「新ジャンル」）	80,000	108,000	発泡酒（麦芽比率 25%未満）に統合	
	その他の発泡性酒類 ^{（注2）} （いわゆる「チューハイ」等）	80,000			100,000
醸造酒類					
	基本税率	140,000	120,000	100,000	
	清酒	120,000	110,000		
	果実酒	80,000	90,000		
混成酒類					
	基本税率（アルコール分 21 度未満）	220,000	200,000		
	基本税率（アルコール分 21 度以上）	220,000	200,000		
	[アルコール分 20 度を越えた 1 度当たりの加算額]	[11,000]	[10,000]		

(注 1) 令和 8（2026）年 9 月 30 日まではアルコール分 10 度未満のものに限る。

(注 2) 令和 8（2026）年 9 月 30 日まではアルコール分 10 度未満のもの、令和 8（2026）年 10 月 1 日以降はアルコール分 11 度未満のものに限る。

(出典) 堀内誠一郎・松本圭介「酒税法等の改正」『平成 29 年度税制改正の解説』pp.925-928. 財務省ウェブサイト（WARP により保存されたページ）<https://warp.ndl.go.jp/web/20190901203427/http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/explanation/index.html>; 国税庁課税部酒税課酒類業振興・輸出促進室『酒のしおり』2026.7, pp.32-34. <<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/shiori/2026/pdf/00.pdf>>; 国税庁課税部酒税課『酒のしおり』2020.3, p.32. <<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/shiori/2020/pdf/200.pdf>> を基に筆者作成。

表4 発泡性を有しない低アルコール分の蒸留酒類等に係る特例税率の見直し（平成29年度税制改正）

品目	1キログラム当たりの税率			
	～令和8（2026）年9月30日		令和8（2026）年10月1日～	
	アルコール分	税率	アルコール分	税率
連続式蒸留焼酎 単式蒸留焼酎 ウイスキー ブランデー スピリッツ	9度未満	80,000円	11度未満	100,000円
	9度以上13度未満	80,000円にアルコール分 8度を超える1度ごとに 10,000円加算	11度以上13度未満	100,000円にアルコール 分10度を超える1度ご とに10,000円加算
リキュール	9度未満	80,000円	11度未満	100,000円
	9度以上12度未満	80,000円にアルコール分 8度を超える1度ごとに 10,000円加算	11度以上12度未満	100,000円にアルコール 分10度を超える1度ご とに10,000円加算

（出典）堀内誠一郎ほか「租税特別措置法等（間接税関係）の改正」『平成29年度税制改正の解説』p.952. 財務省ウェブサイト（WARPにより保存されたページ）<https://warp.ndl.go.jp/web/20190901203427/http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/explanation/index.html>を基に筆者作成。

IV 沖縄県産酒類に係る軽減措置の見直し

これまで、沖縄県産酒類については軽減措置が講じられており、表1の税率とは別の、本土よりも低い税率が課せられてきた。令和8（2026）年10月、ビール系飲料の税率の統一と同時期に、沖縄のビールに対して講じられていた酒税の軽減措置が廃止され、本土と沖縄の税率が同じになる。また、沖縄を代表する蒸留酒類である泡盛も軽減措置の廃止の対象となっており、本土の蒸留酒類との税率差もなくなる。本章では、軽減措置が廃止されることとなった背景とその内容を紹介する。

1 見直しの背景

沖縄では、昭和47（1972）年5月の本土復帰に際し、復帰前における酒類の税負担が本土の酒類の税負担と比較すると総体として低い水準にあった³⁸。このような実情を踏まえ、沖縄における一般消費者の生活や産業経済に及ぼす影響を緩和するため、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」（昭和46年法律第129号。いわゆる「沖縄復帰特別措置法」）第80条及び「沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令」（昭和47年政令第151号）第72条に基づき、沖縄県産酒類³⁹に係る酒税を一定の割合で軽減する時限措置が講じられ、その適用期限の延長が繰り返されてきた。

³⁸ 復帰前の沖縄では、本土よりも低い税率の沖縄独自の酒税が課されるとともに、沖縄に持ち込まれた酒類に対しては、別途、沖縄酒類消費税という税が課され、本土の酒類に対して関税のような性格を持ち、沖縄産酒類産業を保護する役割を果たしていた。また、観光客や米国基地関係者等の消費による沖縄経済の活性化のため、ウイスキー等に対しては、本土よりも低い税率となっていた。なお、飲食店用の輸入ウイスキー類に係る酒税の軽減措置については、本土復帰後に時限的な措置が講じられていたが、平成14年度税制改正で廃止され、本土と同一税率に変更された。国税庁『改正税法のすべて 昭和47年』1972, pp.231-233; 「平成14年度税制改正の要綱」（平成14年1月17日閣議決定）財務省ウェブサイト（WARPにより保存されたページ）<https://warp.ndl.go.jp/web/20180802220829/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2002/zei001.pdf>

³⁹ 沖縄県の区域内にある酒類の製造場のうち、沖縄の復帰前から引き続き酒類を製造していたものとして所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、所定の期日までに沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるもの。

当該措置をめぐっては、一部の酒類製造者からは反発する声⁴⁰もあったものの、令和 4（2022）年に沖縄復帰 50 年を迎えるに当たり、見直しの機運が醸成されてきたとされ、軽減措置に頼らずに自立的発展を目指すため、沖縄の酒類製造業界から段階的な軽減措置の廃止について提言等がなされる状況も生じていた⁴¹。

2 軽減措置の見直し

令和 4 年度税制改正において、沖縄の酒類製造業の自立的発展に向けた施策の一環として、段階的に軽減割合を縮減し、当該措置は廃止することとされた。具体的には、表 5 のとおり、前年度の県内課税移出数量に応じて、段階的に軽減割合を縮減し、令和 14（2032）年 5 月 15 日に、当該措置が廃止される。単式蒸留焼酎以外の酒類（ビール等）については、表 6 のとおり、令和 8（2026）年 10 月 1 日に、当該措置が廃止される⁴²。

表 5 沖縄の単式蒸留焼酎（泡盛）に係る酒税の軽減割合

前年度県内 課税移出数量	～令和 6 (2024) 年 5 月 14 日	令和 6 (2024) 年 5 月 15 日～	令和 8 (2026) 年 5 月 15 日～	令和 11 (2029) 年 5 月 15 日～	令和 14 (2032) 年 5 月 15 日
200 キロリットル以下	35%	35%			廃止
200 キロリットル超～ 1300 キロリットル以下		30%	20%	10%	
1300 キロリットル超		25%	15%	5%	

（出典）安掛真一ほか「租税特別措置法等（間接税等関係）の改正」『令和 4 年度税制改正の解説』p.711. 財務省ウェブサイト（WARP により保存されたページ）<https://warp.ndl.go.jp/web/20240104181138/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/explanation/index.html> を基に筆者作成。

表 6 沖縄の単式蒸留焼酎以外の酒類（ビール等）に係る酒税の軽減割合

～令和 5（2023）年 9 月 30 日	令和 5（2023）年 10 月 1 日～	令和 8（2026）年 10 月 1 日
20%	15%	廃止

（出典）安掛真一ほか「租税特別措置法等（間接税等関係）の改正」『令和 4 年度税制改正の解説』p.711. 財務省ウェブサイト（WARP により保存されたページ）<https://warp.ndl.go.jp/web/20240104181138/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/explanation/index.html> を基に筆者作成。

V 税率等の見直しをめぐる評価

前述のとおり、平成 29 年度税制改正によってビール系飲料の税率が統一され、令和 4 年度税制改正によって本土の酒類と沖縄県産酒類との間で税率差がなくなる見通しである。本章では、これらの見直しに伴う影響や評価を第Ⅱ章で示した観点に沿って考察する。

⁴⁰ 「＜復帰 50 年へ 1972～2022＞沖縄酒税 50 年で転換点／軽減措置段階廃止へ／ブランド力の向上鍵に」『琉球新報』2021.12.5.

⁴¹ 第 208 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第 4 号 令和 4 年 3 月 7 日 pp.8-9.

⁴² 安掛真一ほか「租税特別措置法等（間接税等関係）の改正」『令和 4 年度税制改正の解説』pp.708-711. 財務省ウェブサイト（WARP により保存されたページ）<https://warp.ndl.go.jp/web/20240104181138/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/explanation/index.html>

1 ビール系飲料の税率の統一

経済厚生観点からは、従前の税体系について、類似した酒類の税率の違いが、品質の劣る商品開発を促進させ、経済厚生を引き下げているとの指摘があった⁴³。そのため、不必要な商品開発をもたらないように税制の整合性をとることが政策目標とされてきた⁴⁴。この点については、肯定的な評価が見られる。例えば、ビール系飲料の税率が統一されることで、類似・競合商品の税率差の是正と税制の簡素化が図られたとする見方がある⁴⁵。

健康の観点からは、アルコール含有量に比して相対的に安く入手できる場合に、多量飲酒者の増加へとつながる可能性が懸念されてきた⁴⁶。この点については、ビール系飲料とチューハイ等の間の税率差が残ることが課題であろう。チューハイ等は、令和 8（2026）年 10 月に税率が引き上げられるが、ビール系飲料よりも税率が低いため、缶チューハイ等の RTD（Ready to Drink）飲料⁴⁷に消費者が流れることを懸念する指摘がある⁴⁸。

税収の観点からは、ビールの課税数量が、令和 3（2021）年度以降、増加に転じており、令和 8（2026）年 10 月にビールの税率が引き下げられると、更なるビールの存在感の回復が期待される⁴⁹。一方で、健康の観点と同様、ビールとチューハイ等の間の税率差が残ることが課題であろう。割安感から、チューハイ等の存在感が増す可能性があり⁵⁰、税収への影響を注視する必要がある。

産業の観点からは、業界動向や競争環境の変化に注目する必要があるであろう。ビール系飲料の税率の統一について、酒類業界からは、商品開発における企業の努力を無視しているのではないかとの指摘⁵¹や、諸外国と比べて高い⁵²ことを根拠に減税を要望する声もある⁵³。一方で、令和 8（2026）年 10 月のビール系飲料の税率の統一に向けて、各社は商品開発を強化している⁵⁴。税率が統一されることで、競争環境が変化し、税率の違いを前提とした商品開発よりも、消費者の細かなニーズに合う商品展開やブランド価値が重視されるようになるとの指摘がある⁵⁵。

⁴³ 梶 前掲注(11), pp.65-66.

⁴⁴ 同上, p.66.

⁴⁵ 森信 前掲注(25), p.6.

⁴⁶ 梶 前掲注(11), p.66; 吉岡貴史「〔学者が斬る・視点争点〕ストロング系からみえる飲酒事情」『週刊エコノミスト』4818号, 2023.12.26-2024.1.2, p.53.

⁴⁷ 開栓してすぐに飲むことができる飲料。

⁴⁸ 吉岡 前掲注(46), p.53; 「消えゆく「第三のビール」 酒税改正 1 年、販売 26%減 「ビール」回帰も全体は縮小（ビジネス TODAY）」『日本経済新聞』2024.10.11.

⁴⁹ 「ビール人気が戻ってきた？」『METI Journal ONLINE』2024.12.16. 経済産業省ウェブサイト <<https://journal.meti.go.jp/statistics/36154/>>

⁵⁰ 同上

⁵¹ 渡辺 前掲注(11), p.97.

⁵² 諸外国における酒類について、アルコール分 1 度当たりで比較すると、欧米では蒸留酒には高い税率、ビールには低い税率を課している国が多いところ、我が国ではビールに対しては蒸留酒よりも高い税率を課しているとの指摘がある。三木義一監修、奥谷健編著『よくわかる税法入門 第 20 版』有斐閣, 2026, pp.283-286.

⁵³ ビール酒造組合・発泡酒の税制を考える会「ビール・発泡酒の酒税に関する要望書」2025.8, p.1. <<https://www.brewers.or.jp/contents/pdf/25beer.pdf>>

⁵⁴ 「ビール回帰 PB で臨む 10 月酒税一本化 カインズ・ドンキ 飲みやすく価格手頃」『読売新聞』2026.7.11; 「令和ビール戦争、価格帯で差別化 発泡酒・第三と酒税統一 サッポロ、認定飲食店 3 割増」『日本経済新聞』2026.1.17.

⁵⁵ 『読売新聞』同上; 「酒税改正で変わる酒類市場…飲料業界で存在感を増す「ブランドを育てる力」」2026.6.17. ダイヤモンドオンラインウェブサイト <<https://diamond.jp/articles/-/391752>>

2 泡盛に係る軽減措置の廃止

泡盛に係る軽減措置については、主に、Ⅱ4 で述べた、伝統産業への考慮という観点をどのように捉えるかが論点となろう。

泡盛産業は沖縄の伝統産業であり、軽減措置の廃止により税率差がなくなること、酒類製造者に与える影響への懸念が示されている。沖縄県酒造組合によれば、令和 6（2024）年 5 月 15 日から開始された軽減措置の縮減によって、駆込み需要の影響から一時的に泡盛の移出数量が上昇したものの、その後は前年を下回っているとされている⁵⁶。また、泡盛産業における酒類製造者の多くが小規模事業者であるため、軽減措置の廃止による企業経営への影響が大きく、泡盛産業とその文化的価値の損失につながるとの見解がある⁵⁷。

一方で、泡盛に係る軽減措置は約 50 年間継続されてきたものではあるが、この間酒類製造者の収益性は高まっておらず、沖縄県外への販路拡大も順調とは言えない状況であったため、一般の税率差の是正が企業の競争力を培う契機になるとの見方もある⁵⁸。沖縄県酒造組合によれば、令和 6（2024）年度から令和 7（2025）年度にかけて、営業利益が前年度より増加あるいは黒字化した酒造所があり、飲みやすさを追求した新商品の投入や商品の多様化⁵⁹、軽減措置の縮減に伴う泡盛の値上げによる価格転嫁が進んだこと等が主な要因であるとされている⁶⁰。

おわりに

本稿で見たように、近年の酒税の見直しによって、酒類間の税率差の是正が図られているが、ビール系飲料とチューハイ等のように、依然として異なる酒類間での税率差が残る。この税率差は、人々の健康や税収に影響を及ぼし得るであろう。また、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の廃止によって、本土の酒類との税率差がなくなるため、沖縄の酒類製造者は、その競争力の真価が問われることとなる。

第Ⅱ章で見たように、酒類間の税率差については、おおむね均一化していくことが好ましいとする方向性が見いだせるものの、負の外部性の程度、多量飲酒者への対策、伝統産業の保護等の観点から、差別化することもあり得ると考えられる。今後の我が国の酒税の見直しにおいても、こうした幅広い視点からの議論が望まれよう。

⁵⁶ 沖縄県酒造組合「令和 7 年琉球泡盛の移出数量等の状況」2026.4.22, p.1. <<https://okinawa-awamori.or.jp/wp-content/uploads/2026/05/8eddaf280d3a10b2a79cc8414e74117d-1.pdf>>

⁵⁷ 高沢修一『沖縄県の税制・財政制度』財経詳報社, 2025, p.90.

⁵⁸ 「【識者談話】酒税軽減措置、企業努力で価格競争を 瀬口浩一氏（琉球大学教授）」2021.12.12. 琉球新報ウェブサイト <<https://ryukyushimpo.jp/news/entry-1438221.html>>

⁵⁹ 沖縄県内の酒類製造者は、泡盛をカクテルのようにした飲み方の工夫、日本酒やワインの酵母を使用した新商品の開発等、消費者層の拡大に取り組んでいる。「ライトな泡盛で若者開拓 沖縄・南島酒販、メーカー6 社などとフェスで提案、酒税優遇廃止にらむ」『日経 MJ（流通新聞）』2024.5.24.

⁶⁰ 沖縄県酒造組合 前掲注(56), p.3.